

高松市と機構の住宅施策推進のための包括連携協定が始動 ～持続可能で豊かな住生活の実現へ。 空き家対策で全国初となる【リ・バース60】利用者に対する 補助制度を高松市が創設～

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：毛利 信二。以下「機構」といいます。）は、かねてより高松市における住宅政策に関する各種課題に対して、同市とともに取り組んでまいりました。このような過程を経て、令和5年7月31日（月）に同市と機構は「高松市における住宅施策の推進に関する連携協定」（以下「協定」といいます。）を締結いたしました。

○協定締結の目的及び内容

今般締結した協定は、高松市と機構が連携・協力することで、同市における住宅施策を推進し、多様なニーズに対応する持続可能で豊かな住生活の実現を図ることを目的としています。業務協力の内容は、「活力あふれ、災害に強い住環境の形成に関すること」、「良質な住宅ストックの形成及び既存住宅の適正な管理や流通の促進に関すること」など、多岐にわたります。

機構におけるこのような包括協定の締結は、四国圏域では初となる取組です。



（写真左：高松市）

大西秀人 市長

（写真右：住宅金融支援機構）

中村洋 四国支店長

○空き家対策では全国初となる【リ・バース60】利用者に対する補助制度の創設

協定に基づく高松市と機構が連携・協力した具体的な取組として、同市において、本日8月1日（火）に「リバースモーゲージによる高齢者住まい応援補助制度」を創設しました。

これは、機構が民間金融機関と提携して提供する高齢者向け住宅ローン【リ・バース60】を利用する同市に居住する高齢者の方に、【リ・バース60】契約当初1年間の利息の2/3相当（最大15万円）を補助するものであり、空き家対策を目的とした、【リ・バース60】利用者に対する地方公共団体独自の補助制度の創設は、全国初となります（当該補助制度及び【リ・バース60】の詳細は別紙1をご覧ください。）。

○機構から高松市に対する感謝状の贈呈について

機構が目指す地域の住まい・まちづくりの課題解決への貢献に向けて、協定の締結や補助制度の創設など、同市から多大なるご支援を賜ったことに対し、機構は7月31日（月）に同市へ感謝状を贈呈いたしました。

なお、これまでの同市と機構が連携して行った取組については、別紙2をご参照ください。

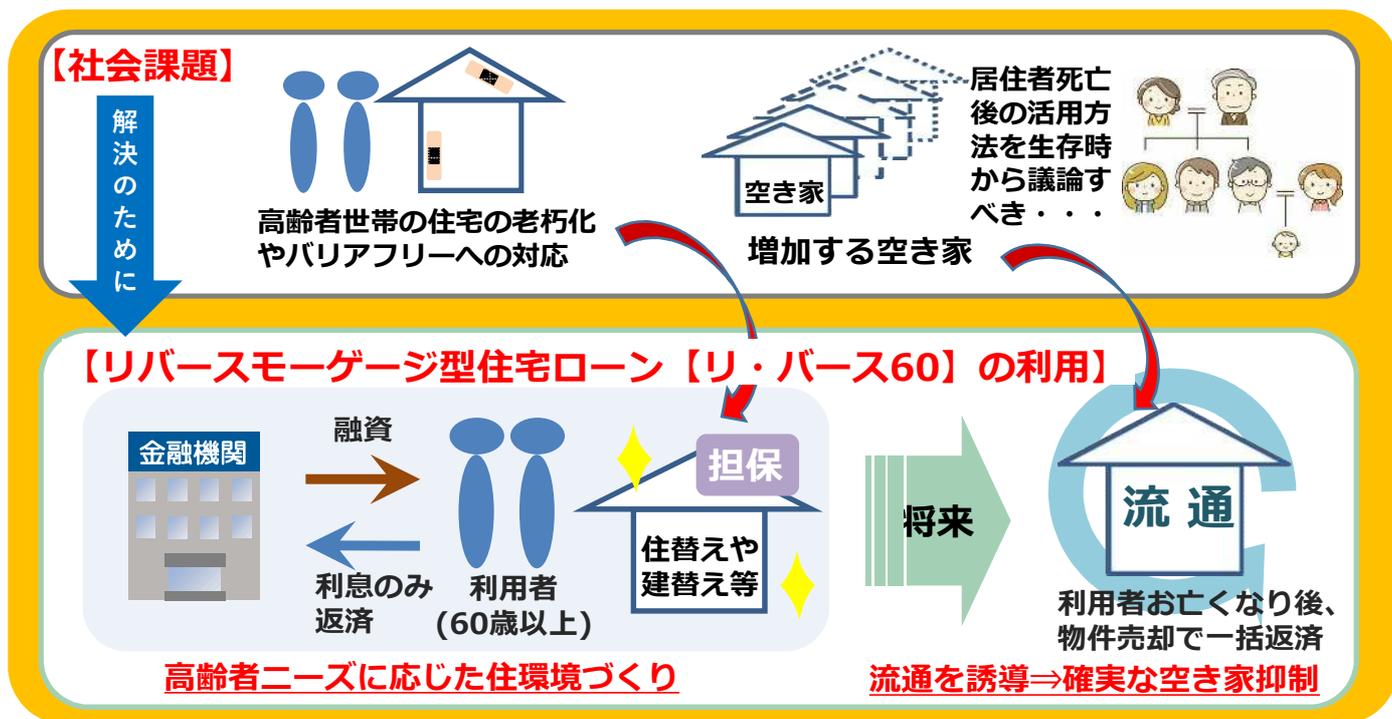
本リリースに関するお問い合わせ先

住宅金融支援機構 経営企画部広報グループ 西村／谷山／中田／泉井／池森／濱野 TEL 03-5800-8019
住宅金融支援機構ホームページ <https://www.jhf.go.jp/>

高松市リバースモーゲージによる 高齢者住まい応援補助金

別紙 1

健全で良好な高齢者の住まい・住環境づくりを促すとともに、将来的な住宅の流通を誘導し、管理不全空き家及び放置空き家発生 of 未然防止を図ることを目的としています。



補助金額

契約当初1年間の利息の $\frac{2}{3}$ (上限15万円)

リ・バース60の詳細は裏面へ

補助要件 対象者(個人)

(1) 下記①～⑥のいずれかの用途で、【リ・バース60】(ノンリコース型かつ毎月利払い方式)を利用していること。

- ①住宅の建設 ②住宅の購入 ③住宅の増築、改築、修繕 ④サ高住への入居一時金
⑤住宅ローンの借換え ⑥債務者の子どもの世帯の住宅取得資金

(2) (1)の利用者の申請時点の住所が高松市内

(3) (1)の契約の担保物件が高松市内に存する

(4) (1)の契約時点において60歳以上

(5) 反社会的勢力ではない

(6) 市税の滞納無し

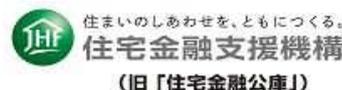
(7) 過去に本補助金交付を受けたことがない

お問い合わせ先：高松市役所 都市計画課 住宅・まちづくり推進室
高松市番町一丁目8番15号 TEL087-839-2136

詳しくはこちら



60歳からの住宅ローン



【リ・バース60】

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。

ご利用いただける方

借入申込日現在で**満60歳以上**のお客さまがご利用いただけます。

資金の使いみち

- ① 住宅の建設・購入
(子世帯が住宅を建設・購入する場合も対象となります。)
- ② 住宅のリフォーム
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金
- ④ 住宅ローンの借換え等

ご融資の限度額

融資限度額は担保評価額（住宅および土地）の50%または60%です。ただし、8,000万円以下で、所要資金以内とします。

(注) 担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。

毎月のお支払は、利息のみ

毎月のお支払は利息のみで、元金は、お客さまが亡くなられたとき※に、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却によりご返済いただくため、一般的な住宅ローンよりも毎月の支払の負担が少なく、例えば年金収入の方にもご利用いただいています。

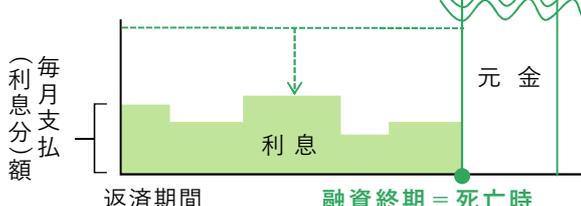
一般的な住宅ローン

(全期間固定金利・元利均等返済の場合)



【リ・バース60】

(変動金利・毎月利息を支払う場合)



(注) 変動金利の場合は、金利が見直されると毎月の返済額または支払額が変わります。

※連帯債務で借入れをされた場合は、主債務者および連帯債務者がともに亡くなられたとき。

相続時に相続人の方が残った債務を返済する必要のないノンリコース型を用意

担保物件（住宅および土地）の売却代金でご返済した後に債務が残った場合、**「ノンリコース型」であれば相続人の方が残った債務を返済する必要はありません。**

(注)お客さまがご存命中に元金を繰上返済して完済された場合または相続人の方が一括返済された場合は、担保物件（住宅および土地）を売却する必要はありません。

【リ・バース60】のお申込みは取扱金融機関で

【香川県内取扱金融機関】（2023年7月20日現在）※香川県内に本店がある金融機関、それ以外の金融機関をコード順に掲載
香川銀行、四国労働金庫、イオン銀行、四国銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、愛媛銀行、高知銀行、日本住宅ローン、オリックス・クレジット、日本モーゲージサービス

【お借入れに当たってのご注意】 ■生活資金および投資用物件の取得用途にはご利用いただけません。 ■融資対象住宅および土地に対して、金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。 ■金利、利用条件等は取扱金融機関により異なるため、商品の詳細については取扱金融機関にお問い合わせください。 ■【リ・バース60】のお借入れには、金融機関および住宅金融支援機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【リ・バース60】ダイヤル **0120-9572-60** (通話無料)

リバース60

検索



営業時間 9:00～17:00(土日、祝日及び年末年始を除きます)

高松市と住宅金融支援機構は、「高松市における住宅施策の推進に関する連携協定」を締結し、多様なニーズに対応する持続可能で豊かな住生活の実現に向け、連携・協力し取り組んでいます。

2023年7月31日現在

これまでの高松市と住宅金融支援機構の連携・協力について

高松市と住宅金融支援機構四国支店（以下「機構」といいます。）は、今般の協定締結に先立ち、同市の補助事業「高松市住宅取得支援事業」の実施に当たり、令和元年9月に相互協力に関する協定を締結したほか、同市の住宅施策の周知啓発イベントの共催など、様々な連携・協力を行ってまいりました。

・令和元年9月4日

【フラット35】地域活性型及び高松市住宅取得支援事業に係る相互協力に関する協定を締結（令和3年3月16日変更協定締結）

・令和4年2月20日

① 『高松市空き家対策セミナー』（於：瓦町FLAG8階 市民活動センター）を共同開催

・令和4年8月20日・21日

② 『中古住宅・リノベーションフェア』（於：瓦町FLAG8階 IKODE 瓦町）を共同開催

・令和4年9月27日

③ 機構主催・同市後援で『ZEHセミナー』（於：ミューズホール2階会議室）を開催

・令和5年2月20日

④ 機構主催の『省エネリフォーム支援セミナー』（於：サンメッセ香川2階特別会議室）において同市職員（ゼロカーボンシティ推進課、住宅・まちづくり推進室）が関連補助制度の説明を実施

・令和5年5月21日

⑤ G7香川・高松都市大臣会合関連イベント『環境と健康にやさしい住まいづくりフェア』（於：高松シンボルタワー1階 デックスガレリア）を共同開催

このほか、同市と機構が連携・協力し、住宅施策の周知啓発動画を作成することとしています。

別紙2

①



②



③



④



⑤

